

第 2 回検討会

規制対象事業者の指定に係る基準

事務局資料

1. 御議論いただきたい主な事項

法律の規定

(特定ソフトウェア事業者の指定)

第三条 公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者（次項において「特定ソフトウェア事業者」という。）のうち、当該特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得るものとして特定ソフトウェアの種類ごとに利用者の数その他の当該事業の規模を示す指標により**政令で定める規模**以上であるものを、次章の規定の適用を受ける者として指定するものとする。

2～4 （略）

〈御議論いただきたい主な事項〉

1. 各特定ソフトウェアについて、指定のために用いるべき**事業の規模を示す指標**は何にすべきか。
2. その指標により、特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が「**他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得るもの**」として、政令で定めるべき規模についてはどの程度とすべきか。

これまでの主な議論の状況

- モバイルOSを提供している事業者は、…（略）…各レイヤーやエコシステム全体の競争環境に強い影響力を及ぼし、モバイル・エコシステムの形成、強化、固定化を実現している。他方で、規模の大きいOSは、規模の大きいOSによるモバイル・エコシステムの形成、強化、固定化の結果、強い競争圧力にさらされているものと評価することができるため、特別な規制の対象とする必要が認められない。したがって、「一定規模以上のモバイルOSを提供する事業者」を規制対象とすることが適当と考えられる。
- モバイルOSを提供していない事業者であっても、特定のレイヤーでデジタルプラットフォームとして基盤となるサービスを提供し、強固な地位を占める事業者が将来的に出現した場合において、競争上のイコールフットINGが阻害されることを回避するため、行為類型によっては、モバイルOSを提供しているか否かにかかわらず、新たな規律が同様に適用することも視野に入れる必要がある。したがって、規制対象行為の特性に応じて、モバイルOS以外のレイヤー、すなわち、アプリストア、ブラウザ、検索エンジンの各分野で一定規模以上のサービスを提供する事業者も規制対象とすべきである。

〈「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」(デジタル市場競争会議、2023年6月16日)〉

2. 論点

- 「他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得る」特定ソフトウェア事業者を過不足なく指定できる基準とする必要がある。

1. 指定のために用いるべき事業の規模を示す指標

- 独占禁止法において行為者の地位を検討する際には市場シェアが重要な考慮要素。独占禁止法を補完する本法でも市場シェアに係る考え方に基づくべきではないか。
- 他方で、市場シェアそのものを基準とすると届出義務に対応することが困難。相当する規模に係る数値をもって指標とすることが適当ではないか。
- 原則無料で提供されていること（OS、ブラウザ、検索役務）、個別アプリ事業者からの手数料という売上げはあるものの、手数料を支払う個別アプリ事業者の割合が相当程度限定されているなどの理由から、行為者の地位を十分に表すものとは言い難いこと（アプリストア）、特定ソフトウェアについてはネットワーク効果等が働くことにより一定の利用者数を超えると市場における地位が強固なものになることなどを踏まえると、売上高ではなく利用者の数をもって捉えることが適当ではないか。
- 一時的、偶発的な要因によって基準を満たす場合を除くために、一年度の各月の利用者数を平均した数をもって判断することが適当ではないか。

▶ 年度における各月の特定ソフトウェア（※）を利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数

（※）検索エンジンについては、検索エンジンを用いた検索役務。以下同じ。

2. 「他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得るもの」として、政令で定めるべき規模についてはどの程度とすべきか

- 独占禁止法上、「市場における有力な事業者」に該当するかは市場シェア20%を超えることが一応の目安とされていることを踏まえた上で、本法が典型的に独占禁止法違反となる行為を事前に禁止等する新たな規制を課すものであることに鑑みて、謙抑的に20%を加算した40%を基準とすることが適当ではないか。

▶ 国内におけるスマートフォン市場全体における利用者の実数が約1億人（※）であることを踏まえ、その40%に相当する**4000万人**

（※）総務省「令和5年通信利用動向調査」等を基に推計

3. 政令・規則で定める内容（案）

政令で定める内容（案）

- ▶ 論点で示した考え方に沿って、年度における各月の特定ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数が4000万人以上である特定ソフトウェア事業者について指定することとなるよう、政令において規模を定める。

規則で定める内容（案）

- ▶ 特定ソフトウェア事業者が届出で用いる届出書の様式その他の特定ソフトウェア事業者の指定等のために必要な規定を定める。

EUのデジタル市場法（DMA）での「ゲートキーパー」の指定（DMA第3条第1項及び第2項）

次の3要件を全て満たす事業者が「ゲートキーパー」として指定され、規制の対象となる。

- 要件1

EU域内市場に重大な影響を与えていること
推定条件：過去3会計年度の各年度におけるEU域内の売上高が75億ユーロ以上又は前年度の平均時価総額が750億ユーロ以上であって、かつ、3か国以上のEU加盟国で、同一のコア・プラットフォームサービスを提供している場合
- 要件2

ビジネスユーザーがエンドユーザーに到達するための重要なゲートウェイであるコア・プラットフォームサービスを提供していること
推定条件：前年度において、EU域内でアクティブ・エンドユーザー数（※1）が月間4500万人（※2）以上、かつ、アクティブ・ビジネスユーザーが年間1万人以上である一以上のコア・プラットフォームサービスを提供している場合
（※1 ユニークユーザーの数で算出。同月内で当該コア・プラットフォームサービスを複数回利用した場合でも1回のみカウント（DMA附属書））
（※2 4500万人は、EU域内の総人口（2023年で4億4838万人）の約1割に相当）
- 要件3

事業において確立された永続的な地位を享受している、又は近い将来そのような地位を享受することが予見されること
推定条件：要件2の推定条件を過去3年度の各年度において満たす場合

欧州委員会は、下表のとおりゲートキーパーとして指定済（※**赤枠内**は、スマートフォンの特定ソフトウェアが含まれるもの）

	OS (モバイル)	仲介 (アプリストア)	ブラウザ	検索	OS (その他)	仲介 (その他)	広告	SNS	ビデオ 共有	コミュニケー ション
アルファベット (Google)	Android	Google Play	Chrome	Google Search		Map, Shopping	Google		YouTube	
アップル	iOS	App Store	Safari		iPadOS					
マイクロソフト					Windows PC			LinkedIn		
アマゾン						Marketplace	Amazon			
メタ (Facebook)						Marketplace	Meta	Facebook, Instagram		WhatsApp, Messenger
バイトダンス								TikTok		
ブッキング						Booking.com				

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（抄）

第二章 特定ソフトウェア事業者の指定等

（特定ソフトウェア事業者の指定）

第三条 公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者（次項において「特定ソフトウェア事業者」という。）のうち、当該特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得るものとして特定ソフトウェアの種類ごとに利用者の数その他の当該事業の規模を示す指標により政令で定める規模以上であるものを、次章の規定の適用を受ける者として指定するものとする。

2 特定ソフトウェア事業者は、その行う特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が前項の政令で定める規模以上であるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定ソフトウェアの種類ごとに公正取引委員会規則で定める事項を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、同項の規定による指定（以下この章及び次章において単に「指定」という。）を受けた者（以下「指定事業者」という。）にあっては、当該指定に係る特定ソフトウェアについては、この限りでない。

3 指定は、文書によって行い、指定書には、指定に係る特定ソフトウェアの種類を示し、委員長及び第四十二条において読み替えて準用する独占禁止法第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

4 指定は、その名宛人に指定書の謄本を送達することによって、その効力を生ずる。

（特定ソフトウェア事業者の指定の変更及び取消し）

第四条 指定事業者は、その指定に係る特定ソフトウェアの種類の一部又は全部について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員会に、その指定を変更し、又は取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 特定ソフトウェアの提供等を行わなくなったとき。

二 特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が前条第一項の政令で定める規模を下回った場合において、再び当該規模以上となることがないと明らかに認められるとき。

2 公正取引委員会は、前項の申出があった場合において、当該申出に理由があると認めるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、指定を決定で変更し、又は取り消すものとする。同項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

3 公正取引委員会は、指定事業者について、その指定に係る特定ソフトウェア以外の特定ソフトウェアに関し、その行う特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が前条第一項の政令で定める規模以上となったときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該指定を決定で変更するものとする。

4 前条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による決定について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「指定書」とあるのは、「決定書」と読み替えるものとする。